

●健康経営 EXPO 事件

知財高裁 令和 7 年 4 月 23 日		
令和 6(行ケ)10098 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:RX Japan(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 構成文字の語義及び本願指定役務に関する取引の実情を踏まえると、本願商標「健康経営 EXPO」は、「健康経営(企業で働く人たちの健康の維持、増進と組織の健全性を高める経営の手法)」を主題とする展示会やセミナー等のイベント」といった意味合いを容易に認識、理解させるため、その指定役務との関係で展示会やセミナーといった役務の質(内容)を表示記述するものである、として識別力が認められなかった。 コメント: 取引の実情として、国の施策や各団体のセミナーなどで「健康経営」や「EXPO」が使用されている例が多く挙げられている。
対象商標	本願商標 健康経営 EXPO (標準文字) 第 35 類「商品見本市・商品博覧会・商品展示会の企画及び運営」ほか 第 41 類「展示会・展覧会・セミナー・会議・ビジネス会議及び協議会の企画・運営又は開催並びにこれらに関する情報の提供及び助言」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

●日本食育防災士事件

知財高裁 令和 7 年 4 月 24 日		
令和 6(行ケ)10095 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:特定非営利活動法人 日本防災士機構 被告:一般社団法人 日本食育 HED カレッジ	判決要旨: 原告が認証する民間資格である「防災士」は認証者数が 21 万人を超え、多数の地方自治体や大学等による資格試験受験のための防災士養成研修や資格取得の支援がされ、防災士によるさまざまな防災に関する活動やこれらの実績等が新聞等を通じて一定程度報道されていることなどから、「防災士」の語は本件登録査定日(令和 3 年 12 月 28 日)において、防災に関する関係機関、団体の関係者と、防災又は防災に関する資格について関心を有する者の間においては、広く知られていたことが認められた。 その上で、本件商標は「防災士」と全く無関係なものではなく、何らかの関連性を有する資格ではないかとの連想を生じさせ得ることなどを理由に、本件商標は需要者をして、その役務が原告の「防災士」と何らかの関係を有する防災関係の資格であって、原告又は原告が認めた関係機関が運営・管理するものの業務に係る役務であるとの混同(広義の混同)を生ずるおそれがあると判断された。 コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。以上のほか、商標の類似性については、それぞれ非類似(「食育防災士」は新たな造語)であるとして、4 条 1 項 10・11 号には該当しないとされた。
対象商標等	本件商標 日本食育防災士 (標準文字) 第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授」ほか 引用商標 防災士	
結論	混同する(商標法 4 条 1 項 15 号)	